

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年8月26日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第34号

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則の一部を改正する規則

総社市長の権限に属する事務の一部を総社市教育委員会に委任する規則（平成17年総社市規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合は、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（委任事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、第6号から<u>第10号</u>までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p><u>（6）保育の必要性の認定に係る申込手続及び保育の実施等に関すること。</u></p> <p><u>（7）保育所、特定地域型保育事業及び認定こども園に関すること。</u></p> <p><u>（8）略</u></p> <p><u>（9）略</u></p> <p><u>（10）略</u></p>	<p>（委任事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる事務を教育委員会に委任する。ただし、第6号から<u>第9号</u>までについては、当該事務に係る条例その他議会の議決を経るべき事件に係る議案の作成及び規則の制定に関するものを除く。</p> <p>（1）～（5）略</p> <p><u>（6）保育所及び認定こども園に関すること。</u></p> <p><u>（7）略</u></p> <p><u>（8）略</u></p> <p><u>（9）略</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。